

# 三菱倉庫株式会社 環境・社会報告書2018

## GRIスタンダード 対照表

(主として「中核」オプション項目について記載)

### 一般開示事項

| 開示事項番号              | 開示事項内容   | 記載ページ            | 記載内容  |
|---------------------|--|------------------|---|
| <b>1. 組織のプロフィール</b> |  |                  |   |
| 102-1               | a. 組織の名称   | P37              | 会社概要  |
| 102-2               | a. 組織の事業活動に関する説明<br>b. 主要なブランド、製品、およびサービス。特定の市場で販売が禁止されている製品またはサービスがあれば、その説明を含める   | P4~5             | 事業紹介  |
| 102-3               | a. 組織の本社の所在地   | P37              | 会社概要  |
| 102-4               | a. 組織が事業を展開している国の数、および重要な事業所を所有している国の名称  | P37              | 会社概要  |
| 102-5               | a. 組織の所有形態や法人格の形態  | P37              | 会社概要  |
| 102-6               | a. 参入市場。次の事項を含む<br>i. 製品およびサービスを提供している地理的な場所<br>ii. 参入業種<br>iii. 顧客および受益者の種類   | P37              | 会社概要  |
| 102-7               | a. 組織の規模。次の事項を含む<br>i. 総従業員数<br>ii. 総事業所数<br>iii. 純売上高(民間組織について)、純収入(公的組織について)<br>iv. 株主資本および負債の内訳を示した総資本(民間組織について)<br>v. 提供する製品、サービスの量  | P37              | 会社概要<br>財務データ                                   |
| 102-8               | a. 雇用契約(正社員と臨時雇用者)別の、男女別総従業員数<br>b. 雇用契約(正社員と臨時雇用者)別の、地域別総従業員数<br>c. 雇用の種類(常勤と非常勤)別の、男女別総従業員数<br>d. 組織の活動の相当部分を担う者が、従業員以外の労働者であるか否か。該当する場合、従業員以外の労働者が担う作業の性質および規模についての記述<br>e. 開示事項 102-8-a、102-8-b、102-8-cで報告する従業員数に著しい変動(観光業や農業における季節変動)<br>f. データの編集方法についての説明(何らかの前提があればそれも含める) | P15<br>P37       | 社員の状況<br>会社概要                                   |
| 102-9               | a. 組織のサプライチェーンの説明。組織の活動、主要なブランド、製品、およびサービスに関するサプライチェーンの主要要素を含める  | P4~5             | 事業紹介  |
| 102-10              | a. 組織の規模、構造、所有形態、またはサプライチェーンに関して生じた重大な変化。次の事項を含む<br>i. 所在地または事業所に関する変化(施設の開設や閉鎖、拡張を含む)<br>ii. 株式資本構造の変化、その他資本の形成、維持、変更手続きの実施による変化(民間組織の場合)<br>iii. サプライヤーの所在地、サプライチェーンの構造、またはサプライヤーとの関係の変化(選定や解消を含む)   | P11<br>P24~25    | インドネシア-MM2100 Distribution Center、神戸・西神配送センター開設 |
| 102-11              | a. 組織が予防原則や予防的アプローチに取り組んでいるか。またその取り組み方   | P12~13<br>P27~31 | 組織統治<br>安全、良質で有用なサービスの提供                        |
| 102-12              | a. 外部で作成された経済、環境、社会の憲章、原則その他のイニシアティブで、組織が署名または支持しているもののリスト   | P36              | 国連グローバル・コンパクトへの支持表明                             |
| 102-13              | a. 業界団体、その他の協会、および国内外の提言機関で組織が持っている主な会員資格のリスト  | —                | —   |
| <b>2. 戦略</b>        |  |                  |   |
| 102-14              | a. 組織とサステナビリティの関連性、およびサステナビリティに取り組むための戦略に関する、組織の最高意思決定者(CEO、会長またはそれに相当する上級幹部)の声明   | P2~3             | Top Message                                     |
| <b>3. 倫理と誠実性</b>    |  |                  |   |
| 102-16              | a. 組織の価値観、理念、行動基準・規範についての説明  | P6~7             | CSRの推進  |
| <b>4. ガバナンス</b>     |  |                  |   |
| 102-18              | a. 組織のガバナンス構造。最高ガバナンス機関の委員会を含む<br>b. 経済、環境、社会項目に関する意思決定に責任を負っている委員会  | P8<br>P13        | コーポレート・ガバナンス体制<br>CSR・コンプライアンス委員会               |

| 開示事項番号                      | 開示事項内容   | 記載ページ    | 記載内容                         |
|-----------------------------|--|----------|------------------------------|
| <b>5. ステークホルダー・エンゲージメント</b> |  |          |                              |
| 102-40                      | a. 組織がエンゲージメントしたステークホルダー・グループのリスト  | —        | —                            |
| 102-41                      | a. 団体交渉協定の対象となる全従業員の割合   | —        | —                            |
| 102-42                      | a. 組織がエンゲージメントを行うステークホルダーを特定および選定する基準  | P7<br>P8 | 社会的責任の7原則<br>ステークホルダーの期待への対応 |
| 102-43                      | a. 組織のステークホルダー・エンゲージメントへのアプローチ方法。種類別、ステークホルダー・グループ別のエンゲージメントの頻度を含む。また、特に報告書作成プロセスの一環として行ったエンゲージメントか否かを示す   | —        | —                            |
| 102-44                      | a. ステークホルダー・エンゲージメントにより提起された重要な項目および懸念。次の事項を含む<br>i. 組織が重要な項目および懸念にどう対応したか(報告を行って対応したものを含む)<br>ii. 重要な項目および懸念を提起したステークホルダー・グループ  | —        | —                            |
| <b>6. 報告実務</b>              |  |          |                              |
| 102-45                      | a. 組織の連結財務諸表または同等文書の対象になっているすべての事業体のリスト<br>b. 組織の連結財務諸表または同等文書の対象になっている事業体のいずれかが報告書の記載から外れているか否か   | P37      | 会社概要                         |
| 102-46                      | a. 報告書の内容および項目の該当範囲を確定するためのプロセスの説明<br>b. 組織が報告書の内容を確定する際、報告原則をどのように適用したかについての説明  | P1       | 編集方針                         |
| 102-47                      | a. 報告書の内容を確定するプロセスで特定したマテリアルな項目のリスト報告  | —        | —                            |
| 102-48                      | a. 過去の報告書で提供した情報を修正再記述する場合、再記述の影響および理由   | —        | —                            |
| 102-49                      | a. マテリアルな項目および項目の該当範囲について、過去の報告期間からの重大な変更  | —        | —                            |
| 102-50                      | a. 提供情報の報告期間   | P1       | 編集方針                         |
| 102-51                      | a. 前回発行した報告書の日付(該当する場合)  | P1       | 編集方針                         |
| 102-52                      | a. 報告サイクル  | P1       | 編集方針                         |
| 102-53                      | a. 報告書またはその内容に関する質問の窓口   | P1       | 編集方針                         |
| 102-54                      | a. 組織がGRIスタンダードに準拠し、次のいずれかの選択肢を選んで報告書を作成したことを表す主張<br>i. 「この報告書は、GRIスタンダードの中核(Core)オプションに準拠して作成されている。」<br>ii. 「この報告書は、GRIスタンダードの包括(Comprehensive)オプションに準拠して作成されている。」  | —        | —                            |
| 102-55                      | a. GRIの内容索引(使用した各スタンダードを明記し、報告書に記載したすべての開示事項を一覧表示する)<br>b. 内容索引には、各開示事項について次の情報を含める<br>i. 開示事項の番号(GRIスタンダードに従って開示した項目について)<br>ii. 報告書またはその他の公開資料の中で、該当の情報が記載されているページ番号またはURL<br>iii. 要求される開示事項の省略が認められていて、開示できない場合の省略の理由(該当する場合)   | —        | —                            |
| 102-56                      | a. 報告書の外部保証に関する組織の方針および現在の実務慣行の説明<br>b. 報告書が外部保証を受けている場合、<br>i. 外部保証報告書、表明、意見に言及する。外部保証によって保証されている事項、保証されていない事項、その根拠(サステナビリティ報告書に添付する保証報告書に記載がない場合)。これには保証基準、保証レベル、保証プロセスに存在する制約事項も含める<br>ii. 組織と保証提供者の関係<br>iii. 最高ガバナンス機関または役員が、組織のサステナビリティ報告書の保証に関わっているか否か、どのように関わっているか | —        | —                            |

### マネジメント手法

| 開示事項番号                         | 開示事項内容   | 記載ページ | 記載内容 |
|--------------------------------|--|-------|------|
| <b>マネジメント手法の報告に関する一般的な要求事項</b> |  |       |      |
| 103-1                          | a. その項目がマテリアルである理由の説明<br>b. マテリアルな項目の該当範囲。次の記述を含む<br>i. どこでインパクトが生じるのか<br>ii. 組織のインパクトへの関与。例えば、組織のインパクトへの関与は直接的か間接的か、または組織のビジネス関係を通じてインパクトに関連したかどうか<br>c. 該当範囲に関する具体的な制約事項 | —     | —    |